

平成 27 年

第 1 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 平成 27 年 1 月 27 日 (火) 午後 2 時

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

平成27年第1回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

第1号議案	公立学校管理職人事異動について
報告1	平成27年赤穂市成人祝賀式について
報告2	専決処分の報告について
専第1号	赤穂市教育委員会人事異動について
報告3	平成26年度全国学力・学習状況調査結果について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

第1号議案

公立学校管理職人事異動について

公立学校管理職の人事異動について、別紙のとおり内申したい。

平成27年1月27日提出

赤穂市教育委員会
委員長 池 本 芳 文

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の
市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に
関する事件に該当するため非公開

報告 1

平成 27 年赤穂市成人祝賀式について

平成 27 年赤穂市成人祝賀式について、別紙のとおり報告する。

平成 27 年 1 月 27 日提出

赤穂市教育委員会
委員長 池 本 芳 文

平成27年赤穂市成人祝賀式出席者数について（報告）

1. 日 時 平成27年1月11日（日）11:00～12:20

2. 場 所 赤穂市文化会館 ハーモニーホール 大ホール

3. 出席状況

対象者数			参加者数					
男	女	計	男		女		計	
			人数	%	人数	%	人数	%
251	255	506	194	77.29%	195	76.47%	389	76.88%

家族等参加 約250名 来賓参加 59名/78名

（参考資料：昨年出席状況）

対象者数			参加者数					
男	女	計	男		女		計	
			人数	%	人数	%	人数	%
256	269	525	213	83.20%	232	86.25%	445	84.76%

4. 内 容 第 1 部 式 典

第 2 部 アトラクション（ビデオレター）

本年度の成人祝賀式は例年どおり、市内5中学校卒業生のうち、学校長から推薦を受け選ばれた男女1名ずつ計10名から成る成人式実行委員会を立ち上げ、4回にわたり実行委員会を開催し、実施内容について企画、検討を行ってきた。

式典当日の天候も、開会中は雨や雪が降ることなく、多少肌寒い中ではあったが式典を挙行することができた。

第I部式典は、昨年度に続き、赤穂市児童合唱団に出演いただいた。赤穂市歌や10才の団員による作文の朗読など、式典に華を添えていただいた。

第II部アトラクションも昨年同様、恩師からのビデオレターを上映した。音楽を交えながら、母校である中学校の様子と恩師からの激励のメッセージに、新成人も懐かしそうにしており、また時折笑い声が湧き上がるなど、好印象を受けた。ビデオレターの撮影及び内容は実行委員に全て一任し、最終の繋ぎ合わせの総括を事務局で行い、作成した。ビデオレター終了後には、入場時に実施した選挙管理委員会主催の模擬選挙の結果発表を行い、観光ボランティア撮らんかーれ赤穂の「えい、えい、おー！」の掛け声で会を締めくくった。

第I部、第II部ともに大きな事故もなく、粛々と成人祝賀式が挙行できた。

報告 2

専決処分の報告について

専第 1 号 赤穂市教育委員会人事異動について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

平成 27 年 1 月 27 日提出

赤穂市教育委員会
教育長 室 井 久 和

専第1号

赤穂市教育委員会人事異動について

赤穂市教育委員会の人事異動について、別紙のとおり発令する。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

平成26年12月26日

赤穂市教育委員会
教育長 室井久和

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため非公開

報告 3

平成 2 6 年度全国学力・学習状況調査結果について

平成 2 6 年度全国学力・学習状況調査結果について、別紙のとおり報告する。

平成 2 7 年 1 月 2 7 日提出

赤穂市教育委員会
委員長 池 本 芳 文

赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 7 号の会議の公開が不適當である事件に該当するため非公開

その他

問題行動、いじめ・不登校の問題について

赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不当である事件に該当するため非公開